

巨大防空壕シアター映像コンテンツ新規制作事業委託仕様書

1 背景・目的

加西市の鶉野飛行場跡地周辺には、防空壕跡、機銃座跡、滑走路跡など、多くの歴史遺産が点在しており、今日まで残されてきた。

加西市では、それらの歴史遺産群を「鶉野フィールドミュージアム」と見立て、整備を行ってきた。その一環として令和元年度に巨大防空壕跡内にシアターを整備、特攻隊「白鷺隊（はくろたい）」隊員の遺書、手紙を読み上げる映像コンテンツを制作し、令和2年度から平和学習のガイドツアー等にて公開している。

本業務は、シアター映像のバリエーション追加を行い来訪者の満足度を向上させることを最重要の目的とする。また映像を防空壕シアター以外でも鑑賞できる仕様とすることで、映像コンテンツ使用の自由度を高めることも併せて目的とする。

2 業務場所

加西市鶉野町 鶉野フィールドミュージアム内 巨大防空壕シアター

3 履行期間

本事業の履行期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) 映像コンテンツの制作

現在防空壕シアターでは5機のプロジェクターを使用したプロジェクションマッピング方式で映像を投影しているが、本事業においては正面に設置している1機のプロジェクターのみを使用して投影可能な映像コンテンツを制作する（シアター内のシステム図は「仕様書別紙」を参照）。また既存の映像コンテンツも引き続き使用できる仕様とする。

今回制作する映像コンテンツについてはUSBフラッシュメモリに格納可能なものとし、防空壕シアター以外の場所でも映像及び音声ともに鑑賞可能な仕様とする。なお映像コンテンツ制作にあたっては下記ア～カに留意すること。

ア 鶉野飛行場跡地フィールドミュージアムの目的及びコンセプトを理解して企画すること（9 参考資料 の情報を熟読のこと）。

イ 史実を伝える戦争遺跡（歴史遺跡）としての価値を傷つけない配慮を行うこと。

ウ 防空壕シアター内の環境に留意した上で、制作する映像コンテンツ及び別途設置する電源装置等（必要な場合）の品質保証体制を提示すること。

エ 映像コンテンツの時間は合計15分程度とすること。

オ 映像コンテンツに出演する演者は実写を基本とし、全編アニメーション映像等は不可とする。

カ 制作した映像コンテンツについて、保守等のためのランニングコストが発生しないこと

(2) 映像コンテンツ投影設備等の整備

ア 鶴野フィールドミュージアムにおいて平和学習等のガイドツアーを行うボランティアガイド等が容易に操作出来る簡易なシステム構成とすること。

イ 現在の設備を引き続き使用することを基本とするが、別途電源工事等（切替スイッチ、新設のプロジェクター等）が必要な場合は、委託者と協議を行い受託業者が実施する（その場合に発生する費用は本事業の見積りに含めることとする）。

5 打合せ協議及び記録

打合せは原則として、着手時、中間（2回）、成果品納入時の計4回とする。なお、受託者は打合せ・協議を行った場合は、速やかに記録簿を制作し、その都度委託者に文書で報告すること。

また、新たな業務が発生しない限り、打合せ回数は設計変更の対象としない。

6 提出書類

(1) 契約時 業務着手届、業務担当者届、経歴書、業務計画書、工程表、
その他担当職員が必要と認めた書類

(2) 完了時 業務完了届、納品書、成果品

なお、本業務の成果品は次のとおりとする。

ア 業務報告書（企画書及び設計図書含む） 2部（正・副）

A4版カラー印刷 簡易ファイル綴じ

イ 操作手順書 A4版カラー印刷 2部

ウ 上記ア、イの電子データ（USBフラッシュメモリ） 2個

エ コンテンツデータ（USBフラッシュメモリ） 2個

※納品形式はMP4とする

オ 既存システムにコンテンツデータが格納され、
防空壕シアター内で上映可能な状態になっていること

7 特記事項

(1) 著作権について

ア 本業務の受託者は、加西市が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用で

きるよう、制作納品物について、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

- イ 受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとする。ただし、受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については、受託者に留保するものとする。
- ウ 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- エ 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、成果物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作権（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを取った上で本業務にあたることとし、原著作物の著作者等と受託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにすること。
- オ 成果物が第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合、その他委託者の責に帰する事由により原著作物の著作者と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

（2）法令順守

本業務全般においては各種法令を遵守し、別途法令等に定められた手続きが必要な場合、官公庁等に対し、手続きを行うこと。また、その際は手続き完了後に委託者に報告すること。

また、当業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限にとどめ、個人の権利を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。

（3）運用・保守管理・保証

- ア 運用・保守方法について特段の日常運営管理を必要としない管理運営形態を採用し、運用・保守管理費が極力低廉となるように検討すること。
- イ 受託者の責に帰する理由により、システムに不具合が発生した場合は業務完了後であっても受託者は責任をもって不具合を解消するものとする。また、障害時における対応について、その連絡窓口を明確化して提示すること。

8 その他

- （1）業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議のうえ決定す

るものとする。

- (2) 受託者は、本業務で知り得た事項並びに関連資料を当該業務に係る者以外に漏らしてはならない。
- (3) 業務の実施にあたり必要となる関連計画資料等は委託者から受託者に貸与する。
- (4) 受託者は必要に応じて、地元関係団体と連携しながら、本業務を進めること。
- (5) 計画条件等に関する軽微な変更については、受託者は委託者の指示により作業を進める。この場合、委託契約書の規定に関わらず「契約金額」及び「履行期限」の変更はないものとする。

9 参考資料

- (1) 加西市ホームページ 鵜野飛行場跡関連
<https://www.city.kasai.hyogo.jp/site/uzurano/>
- (2) 加西市ホームページ 巨大防空壕跡（自力発電所跡）
<https://www.city.kasai.hyogo.jp/site/uzurano/50626.html>
- (3) 加西市地域活性化拠点施設 sora かさい
<https://sorakasai.jp/>
- (4) 加西市観光協会ホームページ（かさい観光ナビ）鵜野飛行場跡
https://kanko-kasai.com/uzurano_airfield/